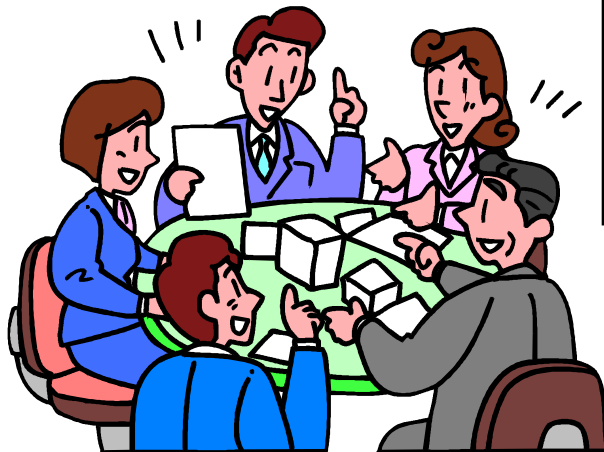




仲間の輪を広げる手助けとして!

協会の しおり



袖ヶ浦市文化協会

☎ 0422-62-2120

・文化協会設立	1
の経緯	
・文化協会設立	1
の目的	
・文化協会の地位・	2
役割	
・文化協会の組織	3
・主要な事業内容	4
・所属団体の主要	6
な活動	
・文化協会の今後	8
の課題	
・文化協会規約	9
・参考資料	12

文化協会設立の経緯

昭和46年旧袖ヶ浦町は、平川町と合併して袖ヶ浦町となりました。町は、湾岸埋め立て地帯に多くの企業を誘致し、それと並行して新しい団地が続々と造成され、町の様相が一変しました。

町は新しい町造りの目標を『光と緑にみちた美しい産業都市』のスローガンのもと、その一環として昭和49年7月町民福祉・文化活動・町民交流の拠点ともいべき町民会館を建設しましたが、文化的な町造りに必要な組織された文化団体が結成されていませんでした。お隣の木更津市は昭和32年、君津市は昭和50年、富津市は昭和48年、それぞれ文化協会が結成され活動しており、これを機に昭和50年7月以降、町の有志相寄り文化協会設立の準備が着々と進められ、昭和50年9月1日袖ヶ浦市文化協会が設立されました。

文化協会設立目的

会員の文化的向上を図り、かつ文化都市建設に寄与することを目的としています。

そのためには、会員の文化芸術活動を通して市民文化の向上を図り、ひいては住み良いまちづくりを目指します。

文化協会の地位・役割

1. 袖ヶ浦市社会教育関係団体連絡協議会の加盟団体

現在、市には体育協会、子供会育成会連絡協議会などの12の社会教育関係団体と、その連合体である社会教育関係団体連絡協議会が結成されて、活発な活動を行っています。市では助成金を交付して主体的な活動への支援を行っています。

文化協会もその協議会の有力な団体です。

(加盟 団体)

文化協会、子供会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会、音楽協会、ボーイスカウト育成会、ガールスカウト千葉県第87団育成会、レクリエーション協会、体育協会、少年野球連盟、サッカー協会、ゲートボール協会、TBG(ターゲットバードゴルフ)協会

2. 君津地方文化協会連絡協議会の結成

昭和52年9月、君津・木更津・富津市・袖ヶ浦の4市文化協会をもって君津地方文化協会協議会が結成され、リーダー研修等を通じ交流を深めてきました。

また、アクアライン完成後、川崎市総合文化団体連絡会との交流を始めました。(現在休止中)

3. 千葉県芸術文化団体協議会に加盟

本会は、市町村文化団体及び県域芸術文化団体から結成されており平成23年度から藤江会長が本協議会の副会長に就任しております。

(加盟団体)

・市町村文化団体 20 団体

船橋市芸術文化団体協議会、習志野市芸術文化協会、袖ヶ浦市文化協会、成田市文化団体連絡協議会等

・県域芸術文化団体 22 団体

千葉交響楽団協会、千葉県長唄連盟、千葉県茶華道協会、千葉県芸術舞踊協会、千葉県写真連盟等

文化協会の組織

(令和2年5月1日現在)

1. 会員

会員数 291名 13団体
年会費 1,000円/人
特典 市民会館・公民館等社会教育施設使用料減免(100%)
協会研修旅行参加費用の助成
所属団体活動への助成金
協会広報紙「会報」の無料配布

2. 主要役員

会長 1名
副会長 2名
監事 2名

3. 運営組織

加盟団体から推薦された理事で組織

委員会	業務内容
総務委員会 (4名)	<ul style="list-style-type: none">・事業方針提示、事業進捗管理・規約主管・会議進行、議事録及び出欠確認等・派遣役員掌握
企画委員会 (4名)	<ul style="list-style-type: none">・研修・見学・視察等立案・市民芸術劇場企画運営及び会計処理・新規事業の具体化及び主体的推進
広報委員会 (4名)	<ul style="list-style-type: none">・協会及び事業の広報・事業の写真記録・会報の編集発行・会報の内容見直し

十西ノ東業内空

● 社会教育事業（生涯学習）

1. 市民芸術劇場の企画運営（文化協会主催、教育委員会後援）

市民の芸術に対する興味や関心に応えるため、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術に対する理解を深め、豊かな情操を培って戴くことを目的として企画運営、市民の皆さんから好評を得ております。

2. 袖ヶ浦美術展への参画

市民の美術活動の発表と相互の研鑽の場を提供し、袖ヶ浦市の芸術文化の振興・発展に寄与する本美術展に、文化協会も美術展運営委員会の委員並びにサークル会員の出品等積極的に参画しています。

3. 生涯学習推進大会、三学大学講座などの運営参加

生涯学習推進大会では、実行委員として、また、生涯学習実践団体としてサークル活動の発表など積極的に参加しています。

また、三学大学講座（講座数4回）においては、第1回講座を市と共催で、講演会の運営（講師送迎・接待、受付、司会進行、交通誘導等）に当たっております。

4. 袖ヶ浦市社会教育施設等審議委員の派遣

社会教育委員	1名
公民館運営審議会委員	1名
郷土博物館協議会委員	1名
国際交流協会理事	1名

●文化協会立休の事業

1. 芸能発表会（芸能文化まつり）の開催

発表をとおして文化協会会員相互の交流を深めると共に、市民一人一人が芸能文化に親しむことにより、豊かな情操を培い本市の芸術文化活動の普及、振興を図ることを目的に発表会を開催

（発表サークル）

ダンスサークル、ダンス愛好会、苔州流吟詠会、サークルすずらん、新尺八風の会、メレナラ・フラスタジオ、袖ヶ浦舞踊会

（展示サークル）

伝統工芸保存会ほか

2. ロビー展示

各サークルの活動成果の発表の機会とこれを通して市民との交流の場を提供することを狙いに、各公民館約1ヶ月の展示を行っています。

（展示サークル）

袖ヶ浦俳壇、絵画同好会彩友、さわらび短歌会、伝統工芸保存会、袖書会

3. 後援事業

市民を対象とした文化活動や、市民の交流のためのサークルの発表会・交流事業を助成し、市の芸術文化の向上に貢献しております。

（令和元年度後援事業団体）

書道連盟：袖ヶ浦市書道連盟展、彩友：彩友展、クッキングサークル：七夕飾り、伝統工芸保存会：たこ作り講習会、ダンスサークル：ダンスパーテ

ィーの開催

4. 研修旅行の実施

新たな文化の向上と会員相互の親睦を狙いに年1回研修旅行を実施しております。研修は「名勝・旧跡等見学」「観劇・鑑賞等」及び「講演聴講」を努めて循環することを基本に年度の特性に依じて選択実施しております。

5. 会報の発行

年度の事業計画（報告）、予算（決算）、活動状況、各サークルの活動報告、サークル一覧表、文化協会規約、常任理事及び理事名簿、委員会組織等を掲載した広報紙「会報」を年1回発行して会員及び関係先に配布しています。

所属団体の主な活動

団体名	主要な活動内容
袖ヶ浦市書道連盟	①袖ヶ浦市書道連盟展、君津地方書道協会展、袖ヶ浦美術展 ②公民館ロビー展示、市民会館まつり展示③実技研修・見学研修
さわらび短歌会	①四市文化協会合同短歌大会、千葉県歌人会、袖ヶ浦広報紙掲載 ②公民館ロビー展示、公民館まつり展示
絵画同好会「彩友」	①彩友展、春季展、20号展(おかのうえ図書館)、サムホール展(市民会館)、②ロビー展示、市民会館まつり展示
袖ヶ浦市俳壇	①誌上俳句会(毎月1回会報袖俳発行)、俳句会(年4回)、 ②ロビー展示、会館まつり参加展示
袖ヶ浦市ダンス愛好会 袖ヶ浦ダンスサークル	①会主催ダンスパーティ ②芸能文化まつり、市民会館まつりダンスフェスティバル
クッキングサークル	①毎月専門シェフを招致しての調理実習 ②市民会館まつり模擬店参加、市民会館七夕飾り参加
苔州流吟詠会	①芸能文化まつり、長浦地区親睦吟詠会 ②全国吟詠コンクール、全国朗吟文化協会大会、テイチク全国大会
サークルすずらん	①芸能文化まつり ②敬老会、地区のカラオケ大会、チャリティーショー等出演
新尺八 風の会	①市原三曲会、千葉三曲協会演奏会、市原市役所ロビーコンサート ②老人ホーム慰問演奏③芸能文化まつり
メレナラ・フラスタジオ	①芸能文化まつり ②福祉施設行事のボランティア ③イベントへの参加
伝統工芸保存会	①芸能文化まつり ②ロビー展示 ③凧揚げ大会 ④会館まつり参加展示・凧づくり・竹とんぼ講習会
袖ヶ浦舞踊会	①芸能文化まつり ②福祉施設行事のボランティア ③舞踊発表会の開催

サレ協会の今後の課題

1. 会員の高齢化に伴う組織の弱体化対策
2. 未加盟の文化芸術団体や公民館サークルを取り込んでいくための魅力ある組織づくり

各加盟団体と同様に高齢化に伴う組織の先細りが見えている。会員を増やすためにチラシを作成し市民会館・公民館に設置したり、本冊子もその方策の一つである。

未加盟の団体やサークルの入らない事由をつきつめ、民主的で魅力ある組織にしてゆく必要がある。



市の花
やまゆり



市の鳥
うぐいす

文化協会規約

第一章 総則

名称・事務所

第1条 本会は袖ヶ浦市文化協会と称し、事務所を袖ヶ浦市坂戸市場 1393 番地の3 袖ヶ浦市社会教育関係団体連絡協議会内に置く。

第二章 目的事業

目的

第2条 本会は会員の文化的向上をはかり、かつ文化都市建設に寄与することを目的とする。

事業

第3条 前条の目的達成のため、芸術文化の向上に必要な事業を実施する。

第三章 組織

第4条 本会は、袖ヶ浦市を区域として文化活動を行っている団体及び個人会員をもって組織する。

団体及び個人会員

第5条

1. 本会に入会しようとする団体及び個人会員は、入会申込書（様式1）をもって会長に申し込み、理事会で承認を受けるものとする。
2. 会長は、理事会において団体及び個人会員の入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。
3. 団体及び個人会員の退会は、退会届（様式2）をもって会長に提出して、任意に退会することができる。この場合、既納の会費は還付しない。
4. 団体及び個人会員の権利義務は平等である。
5. 団体及び個人会員は、所定の会費を会員から集め、納入しなければならない。
6. 本会は会費を1年以上支払わない時は、理事会の決議をもって退会したものとみなす。

会員

第6条 加入団体を構成する個人及び個人会員を、本会の会員とする。

第四章 機関

機関の種類

第7条 本会に次の機関を置く。

1. 代議員会
2. 理事会
3. 常任理事会

代議員会

第8条

1. 代議員会は、通常代議員会と臨時代議員会に分ける。
2. 通常代議員会は、毎年4月に開催し、会長がこれを招集する。
3. 臨時代議員会は、理事会が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。
4. 代議員会は、次の事項について議決する。
 - (1) 会長、副会長、監事の選出に関する事。
 - (2) 規約の変更に関する事。
 - (3) 決算及び予算に関する事。
 - (4) 事業報告及び事業計画に関する事。
 - (5) その他重要事項に関する事。
5. 代議員会の招集は、開催の15日前までに代議員に通知するものとする。
6. 代議員会の議長は、出席した代議員の中から代議員会で選出する。
7. 代議員会は、代議員の過半数をもって成立する。但し委任状を含む。議事は、出席代議員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、規約の変更の議決については、出席代議員の3分の2以上の同意を要する。
8. 代議員は、所定の委任状をあらかじめ提出することにより、代議員会に出席したものとする。

理事会

第9条

1. 理事会は、会長が必要と認めた時ときに開催し、次の事項について議決する。
 - (1) 会長、副会長、監事の候補者に関する事。
 - (2) 代議員会召集及びこれに付議する事項。
 - (3) 事業の実施計画に関する事。
 - (4) 会費に関する事。
 - (5) 寄付された金品の収受及び処理に関する事。
 - (6) その他代議員会の議決を要しない事項に関する事。
2. 理事会の議長は、副会長がこれにあたる。
3. 理事会は、理事の過半数をもって成立する。議事は出席理事の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

常任理事会

第10条

1. 常任理事会は、会長が必要と認めた時ときに開催し、代議員会及び理事会への提案事項について議論する。

第五章 役員・職務

種別・選任

第 11 条

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 常任理事 若干名
 - (4) 理事 第4項による
 - (5) 代議員 第5項による
 - (6) 監事 2名
 - (7) 会計 2名
2. 会長、副会長及び監事は、会員の中より代議員会において選出する。
3. 常任理事及び会計は、理事の中より理事会の承認を得て会長が委嘱する。
4. 理事は、団体から1名推選する。ただし会員が50名超える毎に1名増員することが出来る。
5. 代議員は、団体から2名推選する。ただし下院が50名超える毎に2名増員することが出来る。また、理事が代議員を兼ねることはできない。
6. 本会に顧問を若干置くことができる。顧問は理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

職務

第 12 条

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき又は欠けたときは、理事会の承認を得た副会長が、その職務を代行する。
3. 常任理事は、常任理事会を構成する。
4. 理事は、理事会を構成する。また各会員の指導育成及び連絡調整をはかる。
5. 代議員は、代議員会を構成する。
6. 監事は、本会の会計の監査にあたる。また、すべての会議に出席し、質問し、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。
7. 会計は、本会の会計処理にあたる。

任期等

第 13 条

1. 理事及び代議員を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない、但し再任は3期6年を限度とする。
2. 理事及び代議員を除く役員が欠員になった場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 団体は、理事及び代議員の名簿を毎年4月中旬までに提出しなければならない。

第六章 会費・会計

会費

第14条

1. 本会は、会員に対して所定の会費を徴収するものとする。
2. 会長は、理事会の承認を得て、臨時的に会費を徴収することができる。
3. 会費の納期は、4月末日又は入会を承認された月の末日とする。

会計年度

第15条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

経費の構成

第16条 本会の経費は、会費・助成金・事業収入・寄附金・その他の収入をもってこれにあたる。

第七章 表彰規定

第17条 本会は、文化活動を通じ社会教育の発展に貢献した団体または会員に対し、表彰を行うことができる。

附 則

この規約は昭和50年9月1日から施行する。

(経過省略)

附 則

この規約は平成28年4月23日から施行する。

附 則

この規約は平成30年4月28日から施行する。